

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.160

〔共通〕問1 消防法第12条の7第1項の規定に関する次の文章について、その空欄を埋める言葉の組み合わせとして、消防法令上正しいものを1つ選びなさい。

(イ)を所有し、管理し、又は占有する者で、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものは、政令で定めるところにより、(ロ)を定め、当該(ハ)における危険物の保安に関する業務を(ニ)させなければならない。

A:政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所

B:同一事業所において政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所

C:危険物取扱者

D:危険物施設保安員

E:危険物保安監督者

F:危険物保安統括管理者

G:製造所、貯蔵所又は取扱所

H:事業所

I:監督

J:統括管理

(1) イ:A ロ:C ハ:G ニ:I

(2) イ:A ロ:D ハ:G ニ:I

(3) イ:B ロ:E ハ:H ニ:J

(4) イ:B ロ:F ハ:H ニ:J

〔消防用設備等〕問1 地階を除く階数が5以下の二方向避難型特定共同住宅等(住戸利用施設を除く。)において、初期拡大抑制性能を主として有する「通常用いられる消防用設備等」に代えて用いることができる「必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等」の組合せとして、消防法令上正しいものを一つ選びなさい。ただし、この場合における「通常用いられる消防用設備等」とは、消火器具、屋内消火栓設備(特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号)第3項第二号イロ)及び(ハ)に掲げる階及び部分に設置するものに限る。)、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備とする。

- (1) 住宅用消火器、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
- (2) 住宅用消火器及び消火器具、共同住宅用屋内消火栓設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及

び共同住宅用非常警報設備

- (3) 住宅用消火器及び消火器具、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
- (4) 住宅用消火器及び消火器具、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用非常警報設備

〔消防用設備等〕問2 非常警報器具又は非常警報設備に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 消防法施行令別表第1(4)項に掲げる2階建ての防火対象物で収容人員が30人のものには非常警報器具を設置しなければならない。ただし、当該防火対象物には無窓階はなく、かつ、自動火災報知設備及び非常警報設備は設置されていないものとする。
- (2) 消防法施行令別表第1(9)項イに掲げる3階建ての防火対象物で収容人員が30人のものには非常ベル、自動式サイレン又は放送設備を設置しなければならない。ただし、当該防火対象物には自動火災報知設備は設置されていないものとする。
- (3) 消防法施行令別表第1(15)項に掲げる5階建ての防火対象物で収容人員が30人のものには非常ベル、自動式サイレン又は放送設備を設置しなければならない。ただし、当該防火対象物には自動火災報知設備は設置されていないものとする。
- (4) 消防法施行令別表第1(5)項ロに掲げる10階建ての防火対象物で収容人員が500人のものには非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備を設置しなければならない。

〔防火査察〕問1 消防法(以下「法」という。)第8条の2の3に規定する「防火対象物の点検及び報告の特例」に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第8条の2の3第1項第1号の「当該防火対象物の管理を開始した時」とは、同法第1項に該当する防火対象物の管理を開始した日のことをいう。
- (2) 法第8条の2の3第1項第2号イの「過去3年以内において……命令がされたことがあり」とは、命令がされた日から申請日の間に3年間経過していればよいということをいう。
- (3) 法第8条の2の3第1項第2号ロの「取消しをされるべき事由が現にあること」とは、法第8条の2の3第6項の取消要件に該当することを覚知しており、取消しの処分を行うための具体的手続きに入っていることをいう。

[警防]

問1 答 (5)

解説 少し離れた安全な場所を上に登った後、横から救助現場に近寄ることとし、危険場所を横切らないようとする。

予防技術検定

[共通]

問1 答 (4)

解説 消防法第12条の7第1項は「危険物の保安に関する業務を統括管理する者」に関する規定であり、「同一事業所において政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し、又は占有する者で、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものは、政令で定めるところにより、危険物保安統括管理者を定め、当該事業所における危険物の保安に関する業務を統括管理させなければならない。」とされている。

本設問を解くに当たっては、本規定が「C：危険物取扱者」、「D：危険物施設保安員」、「E：危険物保安監督者」又は「F：危険物保安統括管理者」のいずれに関するものであるかを考えて欲しい。

まず「C：危険物取扱者」は、消防法第13条第3項において「製造所、貯蔵所及び取扱所においては、危険物取扱者（危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱つてはならない。」とされている。危険物取扱者は、製造所等において危険物を取り扱う場合に必要な資格であり、危険物の保安に関する業務を監督するために定めるものではないため誤り。

次に「D：危険物施設保安員」は、消防法第14条において「政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設保安員を定め、総務省令で定めるところにより、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の構造及び設備に係る保安のための業務を行わせなければならない。」とされている。危険物施設保安員は、一定の製造所等の構造及び設備に係る保安のための業務を行うこととされているが、危険物の保安に関する業務を監督するために定めるものではないため誤り。

また、「E：危険物保安監督者」は、消防法第13条第1項において「政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、甲種危険物取扱者（甲種危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）又は乙種危険物取扱者（乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）で、六月以上危険物取扱いの実務経験を有するもののうちから危険物保安監督者を定め、総務省令で定めるところにより、その者が取り扱うことができる危険物の取扱作業に関する

保安の監督をさせなければならない。」とされている。しかし、危険物保安監督者は、一定の製造所等においてその者が取り扱うことができる危険物の取扱作業に関する保安の監督を行うこととされているが、同一事業所における一定の製造所等において危険物の保安に関する業務を統括管理させるために定めるものではないため誤り。

なお、「F：危険物保安統括管理者」に関する選択肢(4)は正しく、危険物保安統括管理者は事業所ごとに置かれるという特殊性についても覚えておいて欲しい。

[消防用設備等]

問1 答 (3)

解説 かつては共同住宅等の特殊性に鑑み、一定の要件を満たす共同住宅等の消防用設備等の適用については、「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（平成7年消防予第220号 消防庁予防課長通知。以下「220号通知」という。）」等を踏まえ、消防法施行令第32条の規定に基づき消防長の判断で基準の特例が認められてきた。その後、消防法の性能規定化の動向や共同住宅の特例適用について全国的に統一的な運用を図ることを求める声の高まりを受け、平成17年に「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「40号省令」という。）」が策定された。本設問は40号省令のうち、地階を除く階数が5以下の二方向避難型特定共同住宅等に係る火災の拡大を初期に抑制する性能（初期拡大抑制性能）に関する設問である。

もっとも220号通知は共同住宅等の特殊性を踏まえた合理的な通知であり、ほとんどの消防本部において同通知に基づき運用されていたことから、40号省令は基本的に220号通知を踏襲する形で定められている。

まず消防法施行規則第6条の規定に基づき設置する必要のある「消火器具」だが、220号通知では住戸、共用室及び管理人室ごとに住宅用消火器を設置すれば、当該住戸等が直接面する廊下及び階段室等に消火器具を設置しないことができ、それ以外の部分に消火器を設置することとされていた。40号省令においても「消火器具」に代えて「住宅用消火器及び消火器具」を設置することができるとされているが、「住宅用消火器」だけで代替できるとされ「消火器具」が抜けている(1)は誤りである。これは住宅等で火災が発生した場合の初期消火には住宅用消火器が有効である一方で、それ以外の部分で発生した火災に対して住宅用消火器では有効な初期消火が期待できないと判断したものと考えられる。

次に共同住宅では、消防法施行令第12条第1項第11号の規定に基づき11階以上の階にスプリンクラー設備の設置義務が生ずるが、220号通知では11階以上の住戸、共用室及び管理人室にスプリンクラー設備を設ける場合は、共同住宅用スプリンクラー設備を設置することとされていた。また、地階を除く階数が5以下の二方向避難

型特定共同住宅等であっても消防法施行令第12条第1項第10号や同項第11号ハの規定に適合するものにあってはスプリンクラー設備の設置義務が生じるが、一定の要件を満たす場合はスプリンクラー設備に代えて共同住宅用スプリンクラー設備を設置することができる「消防法施行規則等の一部を改正する省令等の参考資料の送付について(平成30年6月1日付け消防庁予防課事務連絡)」別紙1、3に示されている。このように40号省令において「スプリンクラー設備」に代えて設置することができる消防の用に供する設備等は「共同住宅用スプリンクラー設備」とされている。(1)、(3)及び(4)はこの趣旨に合致した記述となっている一方で(2)は「共同住宅用屋内消火栓設備」と書いてあるが、そもそも「共同住宅用屋内消火栓設備」という設備はないし、当然、スプリンクラー設備に代えて用いることはできないため(2)は誤りである。

また、令第21条第1項の規定に基づき「自動火災報知設備」を設置しなければならない共同住宅等にあっては、220号通知では「共同住宅用自動火災報知設備」を設置することとした上で一定要件を満たせば「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備」とすることができ、さらに住戸等と共用部分との間の開口部の面積が一定以下であれば共用部分に共同住宅用非常警報設備を設置すれば足りるとしており、共同住宅用スプリンクラー設備を設置した住戸、共用室及び管理人室には共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができるとされていた(この運用は40号省令第3条第4項第2号に引き継がれている)。40号省令では「自動火災報知設備」に代えて「共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備」を設置することができるとされているが、それ以上の緩和は認めていない。このことは消防法第9条の2第1項において住宅の用途に供される防火対象物の関係者に対して「住宅用防災機器」(いわゆる住宅用火災警報器)の設置・維持義務が課されたことと密接な関係があると思われる。いずれにしても「自動火災報知設備」に代えて「共同住宅用非常警報設備」を設置するとしている(4)は誤りである。

ちなみに前述の「消火器」、「スプリンクラー設備」及び「自動火災報知設備」について適切に措置した場合、220号通知において「屋内消火栓設備」、「屋外消火栓設備」及び「動力消防ポンプ設備」は設置しないことができるとされており、これは40号省令においても同様だが、本設問ではいずれもこの点は問題ない。

以上のことから(3)が正解となる。なお、40号省令の施行通知として「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の公布について」(平成17年3月25日付け消防予第66号 消防庁予防課長通知)があるので、適宜参照されたい。

問2 答 (4)

- 解説 (1) 消防法施行令第24条第1項。消防法施行令別表第1(4)項に掲げる2階建ての防火対象物で、収容人員が20人以上50人未満のものには非常警報器具を設置しなければならないので正しい。なお、当該防火対象物は無窓階の収容人員が20人以上のものには該当せず、また、地階を除く階数が11以上のものにも該当しないため、非常ベル、自動式サイレン又は放送設備の設置義務は生じない。
- (2) 消防法施行令第24条第2項。消防法施行令別表第1(9)項に掲げる防火対象物で、収容人員が20人以上のものには非常ベル、自動式サイレン又は放送設備を設置しなければならないので正しい。なお、当該防火対象物は地階を除く階数が11以上のものには該当しないため、非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備の設置義務は生じない。
- (3) 消防法施行令第24条第2項。消防法施行令別表第1(1)項から(17)項までに掲げる防火対象物で、無窓階の収容人員が20人以上のものには非常ベル、自動式サイレン又は放送設備を設置しなければならない。なお、当該防火対象物は地階を除く階数が11以上のものには該当しないため、非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備の設置義務は生じない。
- (4) 消防法施行令第24条第3項。消防法施行令別表第1(5)項に掲げる防火対象物にあっては、収容人員が800人以上のものに非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備を設置しなければならないとされているので誤り。なお、当該防火対象物は地階を除く階数が11以上のものにも該当しないため、非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備の設置義務も生じない。

〔防火査察〕

問1 答 (2)

- 解説 (1) 防火対象物定期点検報告制度に関する執務資料について(平成14年12月12日付け 消防安第122号 消防庁防火安全室長通知(以下「122号通知」という。))により適当。
- (2) 命令がされた日ではなく、命令事項が履行された日から申請日の間に3年間経過していかなければならないので、不適当。
- (3) 122号通知により適当。
- (4) 122号通知により適当。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 消防設備士免状の返納命令に関する運用について(平成12年3月24日付け 消防予第67号 消防庁予防課長通知)により、返納命令の主体は当該免状を交付した都道府県知事なので、不適当。
- (2) 行政手続法及び違反処理マニュアルにより、事前手続きとして聴聞を実施する必要があるので、不適当。